

○ 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(受取証書の交付) 第三十条 「略」</p> <p>〔2〕5 略</p> <p>6 前三項の「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合 次に掲げる方法</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次号ロにおいて同じ。）をもつて調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>	<p>(受取証書の交付) 第三十条 「同上」</p> <p>〔2〕5 同上</p> <p>6 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物を</p>

〔7  
9  
略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔7  
9  
同上〕  
法 もって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方